

【ポスター発表】

障害者権利条約から考える福祉サービスのあり方 ーパーソナル・アシスタンスに関する議論を中心にー

○ 淑徳大学 氏名 山下幸子 (会員番号 004434)

キーワード3つ：障害者権利条約・パーソナルアシスタンス・介護

1. 研究目的

障害者権利条約批准後の日本において、その内容に沿った障害施策の展開が求められるが、介護サービスにおいては依然として複数の検討課題を抱えていると言える。

障害者権利条約第19条b項には、地域社会における生活及び地域社会への包容に向けた支援として「個別の支援」personal assistance が明記されている。パーソナル・アシスタンス（以下「PA」と略す）については、2010年からの「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」による「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」と略す）で政策提言されている。しかしその後、障害者総合支援法成立時及び障害者総合支援法施行3年後見直しにおいて、その内容は完全には反映されていない。

本報告では、障害者の地域自立生活のために必要なPAについては、今後引き続き検討すべき政策課題だという基本認識に立つ。そのうえで現在の障害福祉施策の方向性を障害者権利条約に照らし合わせ、今後の検討課題を明示することを本報告の目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点として、本報告では骨格提言で示されたPAの概念を採用する。「パーソナルアシスタンスとは、1)利用者の主導(支援を受けての主導を含む)による、2)個別の関係性の下での、3)包括性と継続性を備えた生活支援である」(障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011:35)。骨格提言は障害者権利条約の影響を受け、その実現を目指していることが文書中に明記されており、それが本報告の中心的な視点とする理由となる。

本報告では文献研究の方法を採る。国の審議会等の当日配布資料や議事録、障害当事者運動や障害福祉実践の報告資料・研究結果等を元に、本研究を進める。

3. 倫理的配慮

文献に基づく研究を行うにあたっての引用等の扱いについて、日本社会福祉学会の研究倫理指針および日本社会福祉学会投稿要領を遵守する。

4. 研究結果

障害者総合支援法施行3年後見直しに係る議論においてPAが取り上げられたが、主にダイレクトペイメント方式採用への懸念、意思決定支援の必要な障害者への権利擁護の必

要、財源確保の困難という点から制度化は見送られた。一方で、障害者総合支援法の改正法案には、地域移行に向けた定期巡回訪問や随時対応を行う「自立生活援助」が盛り込まれた。これは、地域での一人暮らしを希望する障害者を対象に、定期的に障害者宅を訪問し、体調面や生活面の確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を支援内容とする。

また、障害者総合支援法見直しと同時進行で、2015年9月から「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクト」(以下「プロジェクト」と略す)が始まっている。複雑化する支援ニーズへの対応と人口減少社会における福祉人材の確保策の検討のために、大きく①地域包括支援体制、②生産性の向上と効率的なサービス提供体制、③総合的な支援を行える福祉人材の確保と育成といった事項に関する検討を行おうとするものだ(厚生労働省・新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム 2015: 3-4)。

こうした政策動向を障害者権利条約に照合すると、次の検討課題が提示できる。1点目は自立生活援助について、その支援内容には具体的な介護提供が入らないことから、「助言」の先の検討が必要だということだ。効果的な助言のためにはそれに対応する介護サービスが必要だが、サービスの量と内容についての議論を深める必要がある。2点目はプロジェクトが示すような支援体制の効率化を目指す方向と、個別の支援を重視するPAの方向との整理である。プロジェクトではスタッフの経験や能力の違いによるばらつき改善や、汎用性のある知識技術の必要を示す。こうした方向性と、先述のPAの基本条件である「利用者の主導」「個別の関係性」といった方向性との違いについて考えねばならない。

5. 考 察

現在の政策では、福祉サービスの重点化と効率化により制度の持続可能性を図る方向がとられている。こうした方向と並んで提示されるのが地域包括ケアである。障害者権利条約に照らしたとき、このシステムをどう捉えるかも重要な検討課題となる。地域の中で障害種別や年齢、状況等によって分断されない包括的な支援体制の構築は重要である。ただ同時に、そうした支援体制の構築を下支えしうるような制度設計が求められ、そのための議論は障害者権利条約が求める地域での自立生活の権利を実現するために肝要である。

【参考文献】

厚生労働省・新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクト(2015)「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」

(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>, 2016.5.7)

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(2011)「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して—」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf>, 2016.5.7)